

3-3 番号制度の導入に向けて（制度編）

1. 本講義の学習目標

- 番号制度の概要について理解できる。
 - 番号制度の目的および導入により実現が期待されること等について理解できる。
 - 番号制度案のうち自治体に係る部分について、概要と主要なキーワードについて理解できること。
- 番号制度の導入にともなう自治体業務への影響について理解できる。
 - 自治体業務への主な影響について理解できる。
 - 導入スケジュールについて理解できる。
- 番号法の支援策について理解できる。

2. 本講義の構成

- 番号制度とは
- 番号制度の目的
- 番号制度の概要
- 番号制度導入に向けて
- 番号制度の活用方法
- 番号制度に係る自治体業務への影響
- 番号制度を読み解くキーワード
- 番号制度導入のスケジュール

3. 番号制度とは

- 社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保する社会インフラ。
- 番号制度の導入により、様々な行政機関等が保有する個人に関する情報について、同じ人の情報であることがわかるようになる。



①付番

- ア) 悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- イ) 唯一無二性
- ウ) 視認性(見える番号)

②情報連携

- ア) 複数の機関間において、同一人の情報を関連付けて相互に活用する仕組み

③本人確認

- ア) 自分が自分であることを証明するための仕組み
- イ) 番号の真正性を証明

4. 番号制度の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

- 番号制度の目的
 - 個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受
 - 手続の簡素化による国民の負担の軽減
 - 個人情報保護法制の特例を定め、個人番号その他の特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の適正な取扱いの確保

5. 番号制度の概要 ～構成～

- 番号法の概要
 - 第1章 総則(第1条～第6条)
 - 第2章 個人番号(第7条～第16条)
 - 第3章 個人番号カード(第17条～第18条)
 - 第4章 特定個人情報の提供(第19条～第26条)
 - 第5章 特定個人情報の保護(第27条～第32条の2)
 - 第6章 特定個人情報の取扱いに関する監督等(第33条～第38条)
 - 第6章の2 機構処理事務の実施に関する措置(第38条の2～第38条の7)
 - 第7章 法人番号(第39条～第42条)
 - 第8章 雑則(第43条～第47条)
 - 第9章 罰則(第48条～第57条)
 - 別表第一・別表第二

5. 番号制度の概要 ～主な記載内容①～

■ 用語の定義(第2条)

□ 特定個人情報

- 個人番号(住民票コードから生成)を含む個人情報

□ 個人番号利用事務

- 行政機関等が、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務。利用可能な事務は、別表第一等で規定。

□ 個人番号関係事務

- 個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務。

5. 番号制度の概要 ～主な記載内容②～

■ 指定及び通知(第7条)

□ 住民票に住基コードを記載したときは、速やかに個人番号を指定し、通知カードにより通知する。

⇒ 住民基本台帳に記録されている者(外国人含む)全員に対して付番・通知する。

□ 個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、本人からの請求又は職権により、個人番号を変更し、通知カードにより通知しなければならない。

5. 番号制度の概要 ～主な記載内容③～

■ 利用範囲(第9条)

- 別表第一に掲げる者及び対象事務等に番号を利用。
- 激甚災害の発生時は、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払いを行うために必要な限度で個人番号を利用することが可能。

⇒ 別表第一において、利用できる者、利用できる事務を規定。

⇒ 災害発生時は、預貯金・損害保険・保険金の支払い等に利用可能。

■ 個人番号利用事務実施者等の責務(第13条)

- 番号を利用する事務においては、同一内容が記載された書面を重ねて求めることの無いよう努めなければいけない。

⇒ 可能な限り情報連携を実施することが求められる。

5. 番号制度の概要 ～主な記載内容④～

■ 提供の求めの制限(第15条)

- 個人番号利用事務を処理するため等に必要な場合を除き、同一世帯に属する者以外の者に対して、個人番号の提供を求めていけない。

■ 本人確認の措置(第16条)

- 個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード若しくは通知カードの提示等により本人確認をしなければいけない。

5. 番号制度の概要 ～主な記載内容⑤～

- 個人番号カードの交付等(第17条)／個人番号カードの利用(第18条)
 - 申請があれば、個人番号カードを交付する。
 - 転居時は、交付を受けている者から転入届と同時に個人番号カードを提出してもらい、記録事項の変更等を行わなければいけない。
 - 市町村の機関は、条例を定めることにより個人番号カードの活用が可能。

- 特定個人情報の提供(第22条)
 - 情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった場合は、提供しなければいけない。

5. 番号制度の概要 ～主な記載内容⑥～

■ 主務省令(第65条)

- この法律の主務省令は内閣府令・総務省令とする。

■ 罰則(第67条～第77条)

- 正当な利用もなく特定個人情報ファイルを提供した場合、個人番号を提供・盗用した場合、個人番号の管理を妨害した場合等における罰則(罰金、懲役)について規定。

5. 番号制度の概要 ～主な記載内容⑦～

■ 附則

- 第1条: 施行日を政令に委任
- 第6条: 施行後3年を目処として、必要に応じて改正

■ 別表第一

- 特定個人情報を利用可能な者および事務について規定。
⇒ 庁内で個人番号を利用可能な(利用すべき)事務について規定。

■ 別表第二

- 特定個人情報の照会、提供が可能な者および事務について規定。
⇒ 庁外の機関との情報連携において個人番号を利用可能な対象事務について記述。

6. 番号制度導入に向けて ～自治体業務での利用(別表第一)～

■ 別表第一について

- 庁内で個人番号を利用可能な(利用すべき)事務について規定している。

97事務を規定(うち、地方公共団体が関係する事務は43)

別表第一における
規定内容(例)

都道府県知事
又は市町村長

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく
条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事
務であって主務省令で定めるもの

地方公共団体が
関係する事務数

都道府県が関係する事務数

34

市町村が関係する事務数

27

※「都道府県知事」「市町村長」等と明記されていないが実質的に対象となるもの(「医療保険者」等)も含む

(三菱総合研究所にて集計 2015/03改訂)

6. 番号制度導入に向けて ～自治体業務での利用(別表第二)～

■ 別表第二について

- 庁外の団体との情報連携において個人番号を利用可能な主体、事務、および特定個人情報について規定している。

119事務を規定(うち、**地方公共団体が関係する事務は93**)

別表第二における
規定内容(例)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

地方公共団体が
情報照会者／提供者
として関係する事務数

	情報照会者	情報提供者
都道府県が関係する事務数	36	41
市町村が関係する事務数	46	92

※「都道府県知事」「市町村長」等と明記されていないが実質的に対象となるもの(「医療保険者」等)も含む
(三菱総合研究所にて集計 2015/03改訂)

7. 番号制度の活用方法 ～全体～

- 今後のクラウド導入においては、制度導入予定の番号制度への対応も合わせて考慮が必要

<番号制度の利用イメージ(何ができるのか)>

- よりきめ細やかな社会保障給付の実現

利用イメージ①

- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

- 所得把握の制度の向上等の実現

利用イメージ②

- 国税・地方税の賦課徴収に関する事務に個人番号を活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

- 自己情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

利用イメージ③

- 添付書類の削減(住民票、納税証明書等)

- その他

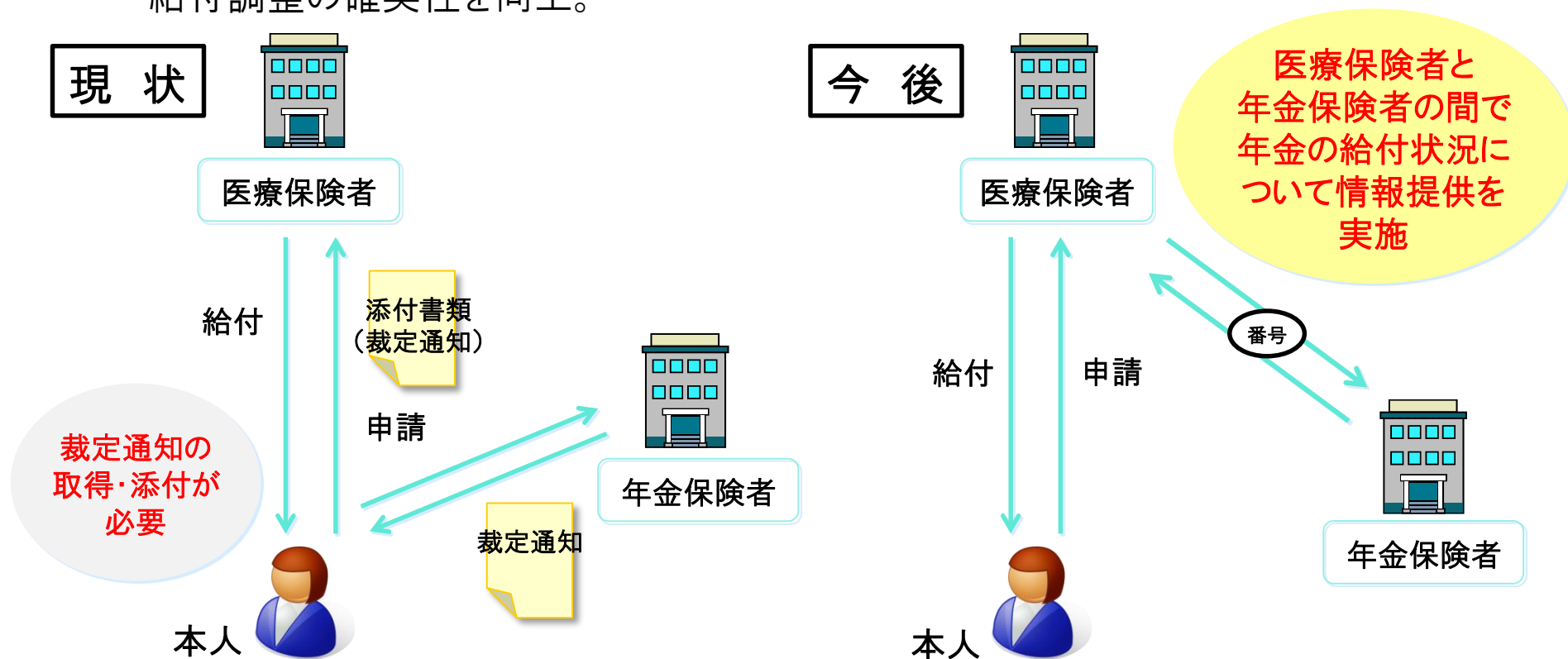
- 災害時の活用 等

「社会保障・税番号大綱」(2011年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部決定)より一部抜粋

7. 番号制度の活用方法 ～利用イメージ①～

利用イメージ①: 給付調整の確実性の向上

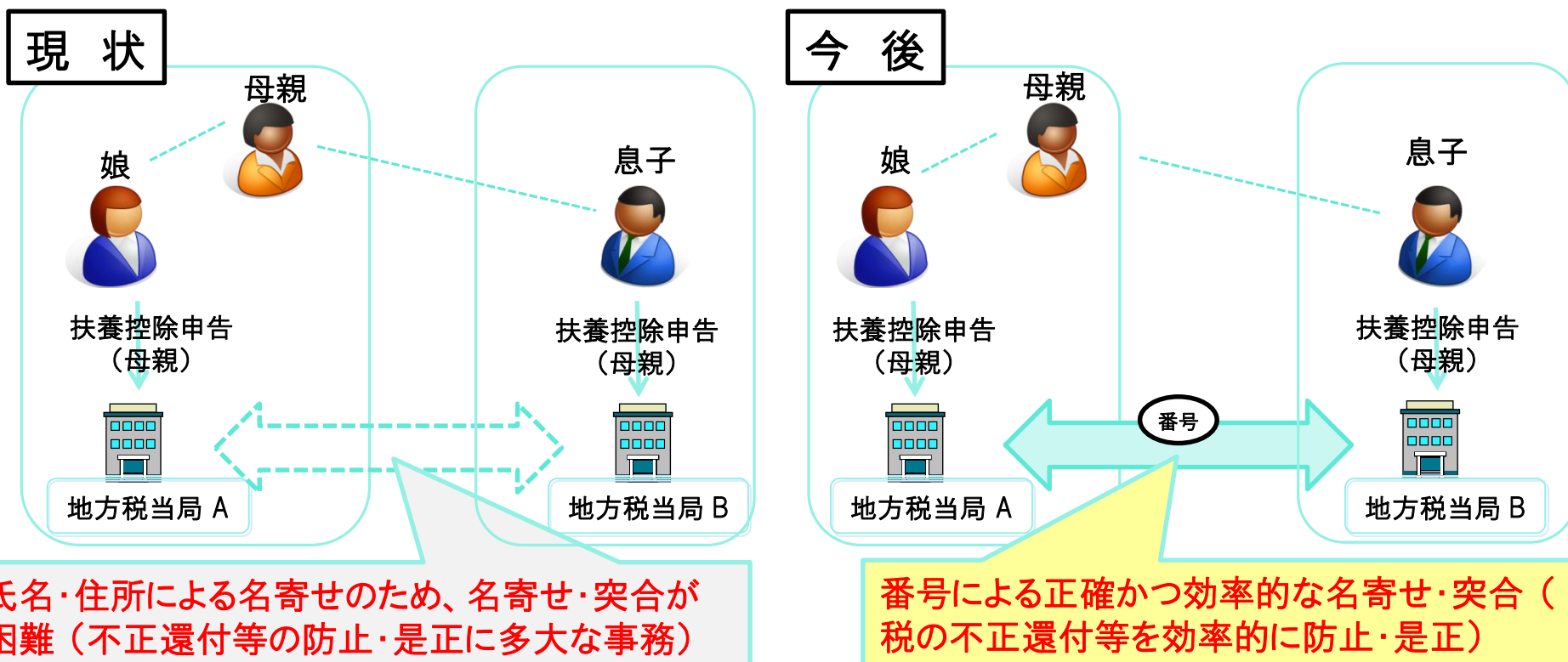
- 医療保険者と年金保険者の間で、申請者の年金給付状況を把握することにより、給付調整の確実性を向上。



7. 番号制度の活用方法 ～利用イメージ②～

利用イメージ②: 所得の過少申告等の防止

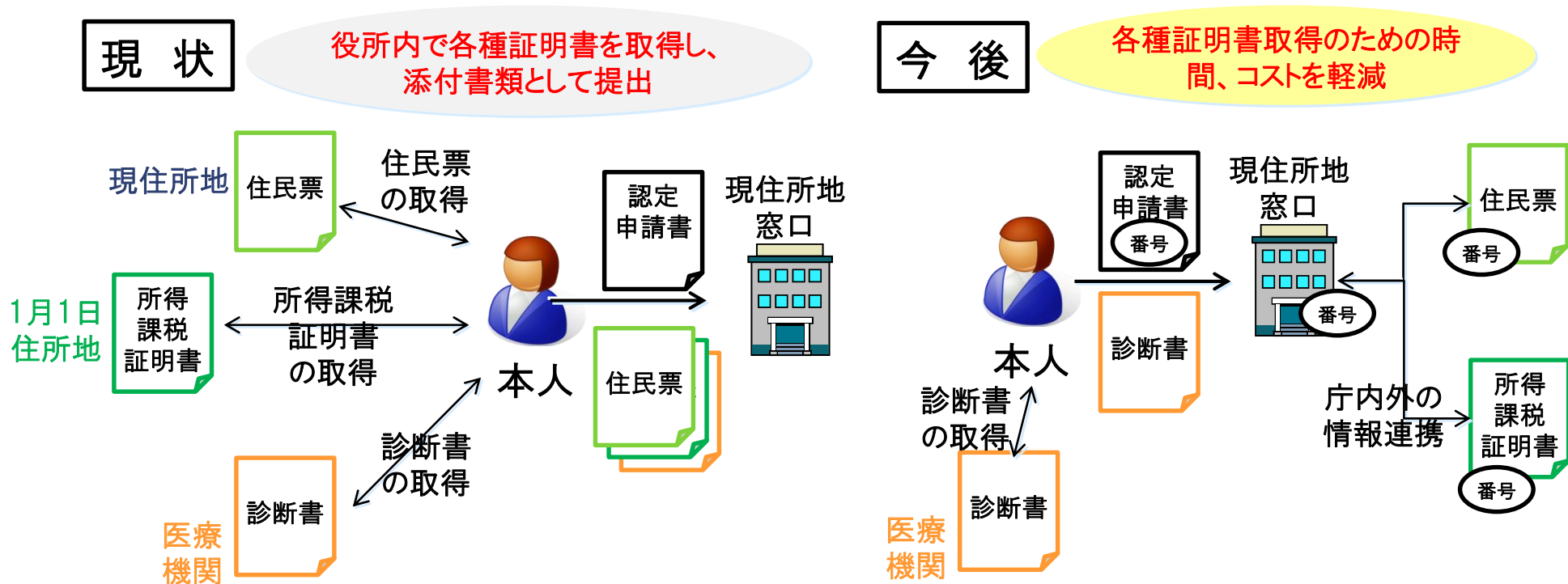
- 個人番号により、各地で申請された扶養控除申請者の情報を正確かつ効率的に突合することにより、不正還付等を防止。



7. 番号制度の活用方法 ～利用イメージ③～

利用イメージ③: 所得証明書等の添付資料の削減

- 個人番号を用いて各種証明書の情報を庁内外で情報連携することにより、市民による証明書の取得・提出が不要になり、国民の負担を軽減。



8. 番号制度に係る自治体業務への影響 ～全体～

■ 番号制度に関連する自治体業務への影響及び活用例

対象	業務分類	影響及び活用例
対住民	①番号制度そのものに係る業務	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号の付番・連絡 個人番号カードの交付 等
	②社会保障・税における個人番号の活用業務	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類の削減 高額医療・高額介護合算制度の改善 所得の過少申告や扶養控除のチェック効率化 給付可能サービスの通知(プッシュ型行政) 等
対職員	③使用者等として個人番号を扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> (給与等の支払者として)源泉徴収票等への個人番号の付記
		<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定申告書等への個人番号の付記
		<ul style="list-style-type: none"> 子供の手当を申請する際の個人番号聴取

8. 番号制度に係る自治体業務への影響 ～影響①～

①番号制度そのものに関する主な業務

⇒ 主に市区町村の**住民担当課**関連業務

- 個人番号の通知
 - 住民票に住民票コードを記載したときに、その者の個人番号を指定し、通知カードで通知
 - 個人番号の生成は、地方公共団体情報システム機構に求める
- 個人番号の変更請求等
 - 変更請求の認定又は事故等があった場合は、職権により変更を行う
- 個人番号カード
 - 個人番号カードの交付
 - 記載事項に変更があった場合等の手続き
- 主に以下の業務システムに影響

都道府県	市区町村
該当なし	宛名システム 住民基本台帳システム 等

8. 番号制度に係る自治体業務への影響 ～影響②～

② 社会保障・税における個人番号の活用業務

⇒ 主に都道府県・市区町村の社会保障担当課・税務担当課関連業務

- 個人番号の利用
 - 別表第一・第二に規定された事務における利用
 - 条例による独自利用
自治体が独自に利用したい場合は、社会保障、地方税、防災、その他これらに類する事務で当該自治体の条例に定めれば利用可能。
- 特定個人情報の提供の制限
 - 情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供
 - 特定個人情報保護委員会規則の制定による情報提供
 - 情報提供等の記録の保存義務
- 個人番号カード
 - 条例による独自利用

8. 番号制度に係る自治体業務への影響 ～影響②～

② 社会保障・税における個人番号の活用業務

- 主に以下の業務システムに影響

都道府県	市区町村
個人事業税システム 自動車税システム 法人都道府県民税・事業税システム 不動産取得税システム 収滞納管理システム 社会保障関連システム 等	個人住民税システム 法人市町村民税システム 固定資産税システム 軽自動車税システム 収滞納管理システム 社会保障関連システム 等

8. 番号制度に係る自治体業務への影響 ～影響③～

③使用者等として個人番号を扱う業務（対職員）

- 給与等の支払者として、支払調書や源泉徴収票への個人番号の付記
- 地方職員共済組合等に係る「組合員資格取得・喪失届」や「被扶養者認定申告書」等への個人番号の付記
- 職員が子どもの手当を申請する際の個人番号を聴取
- 主に以下の情報システムに影響

都道府県	市区町村
人事給与システム 共済組合等の組合員管理システム 等	人事給与システム 共済組合等の組合員管理システム 等

8. 番号制度に係る自治体業務への影響 ～その他の影響～

■ 個人情報保護条例等の改正

- 個人情報保護条例等の改正の必要性について調査・検討が必要。

■ 個人情報保護条例等において、

- 外部ネットワークとの接続禁止
- 庁外への情報提供の制限
- 庁内での情報利用の制限
- 任意代理人の制限 等

がある場合、条例または施行規則等を改正する必要性が考えられる。

9. 番号制度を読み解くキーワード ～個人番号の付与～

番号制度読み解きのキーワード #1

■ 個人番号の付番

- 住民基本台帳に記録されている者(外国人住民含む)全員に対して付番
 - 住民票コードが記載されている者は、施行日に個人番号を指定・通知
 - 出生等により新たに住民票コードを記載する場合は、速やかに個人番号を指定・通知
- 個人番号の付番にあたっては、住民票コードを地方公共団体情報システム機構へ通知し、番号の生成を求める
- 個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、本人からの請求又は職権により個人番号を変更

9. 番号制度を読み解くキーワード ～情報連携～

番号制度読み解きのキーワード #2

■ 情報連携

- 国の機関や地方公共団体等が、個人番号を利用して情報収集し、管理している特定個人情報については、原則的に、他の機関に提供することは禁止
- ただし、別表第二に掲げられた情報照会者から情報提供者に対する特定の事務に必要な特定個人情報の提供の求めについては、情報提供の義務がある(⇒情報連携)
- 情報連携の記録(アクセスログ)は記録・保存義務がある(本人は、情報提供等記録の閲覧が可能)

9. 番号制度を読み解くキーワード ～個人番号カード～

番号制度読み解きのキーワード #3

■ 個人番号カード

- 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他政令で定める事項が記録されたカードを、申請のあった住民に交付
- 本人確認、個人番号確認、マイ・ポータルへのログイン(認証)等への活用を想定

9. 番号制度を読み解くキーワード ～マイナポータル～

番号制度読み解きのキーワード #4

■ マイナポータル

- 個人のPC等から、アクセスログ等を確認できるようにする仕組み
- 電子申請、行政機関等からのお知らせの確認、本人の個人情報表示等への活用

9. 番号制度を読み解くキーワード ～特定個人情報保護評価～

番号制度読み解きのキーワード #5

■ 特定個人情報保護評価

- 評価実施機関は、特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するもの
- 原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする
- 特定個人情報を取り扱うしきい値によって行う項目が異なる

9. 番号制度を読み解くキーワード ～ガイドライン～

番号制度読み解きのキーワード #6

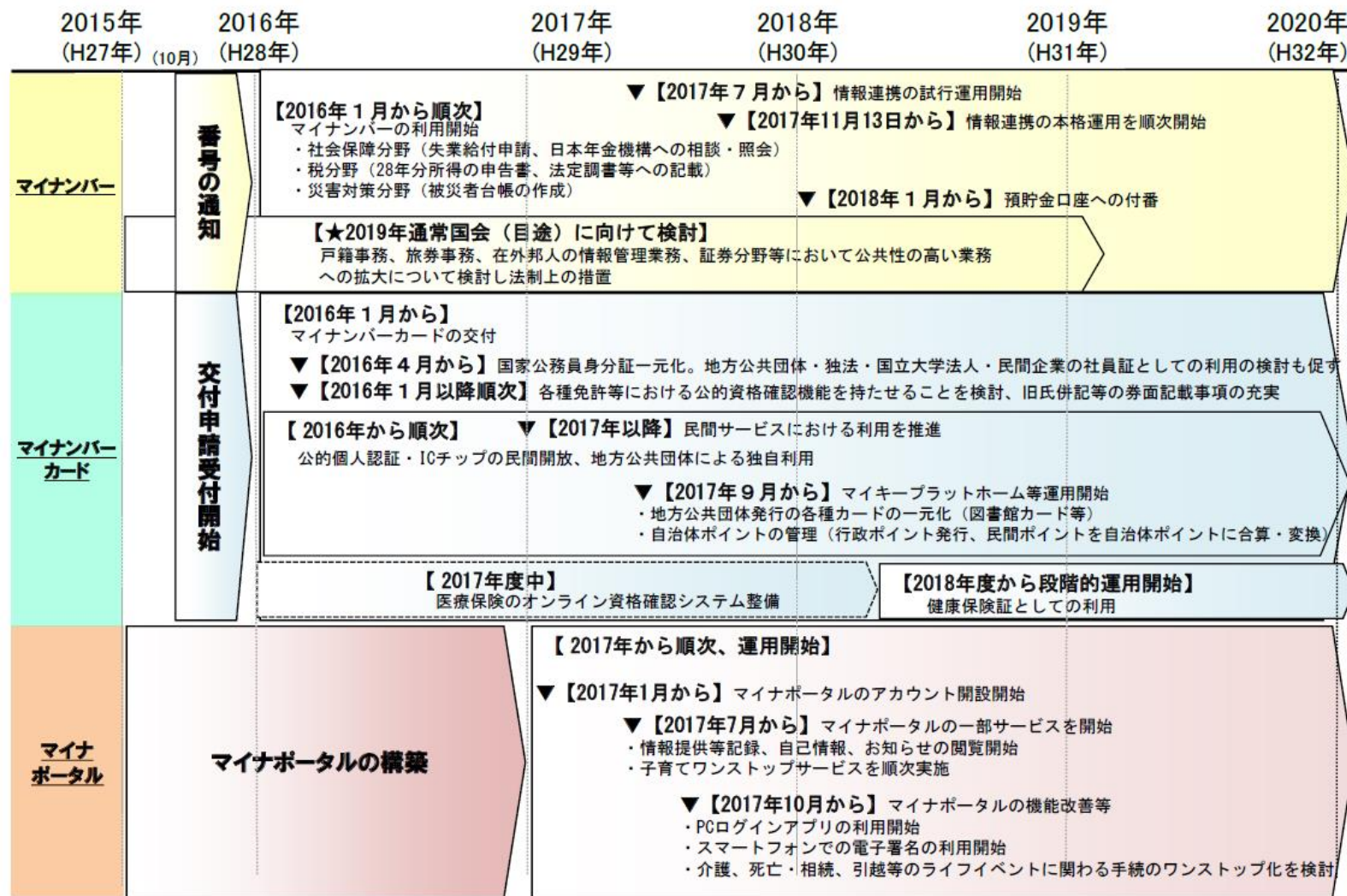
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
 - 特定個人情報ファイルの取り扱いに関して行政機関や地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるもの
 - 特定個人情報の利用制限等、特定個人情報の安全管理措置等、特定個人情報の提供制限等が示されている
 - 特定個人情報を取り扱う機関はこのガイドライン等を参照して作成されたセキュリティポリシーに従うことを前提とする
 - 民間事業者向けのガイドラインもある

9. 番号制度を読み解くキーワード ～マイキープラットフォーム～

番号制度読み解きのキーワード #7

- マイキープラットフォーム
 - マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを1枚で対応できるようにし、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化し、飛躍的な低コスト化を図ることに併せ、クレジットカード会社などのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげようとするもの

10. マイナンバー制度導入後のロードマップ

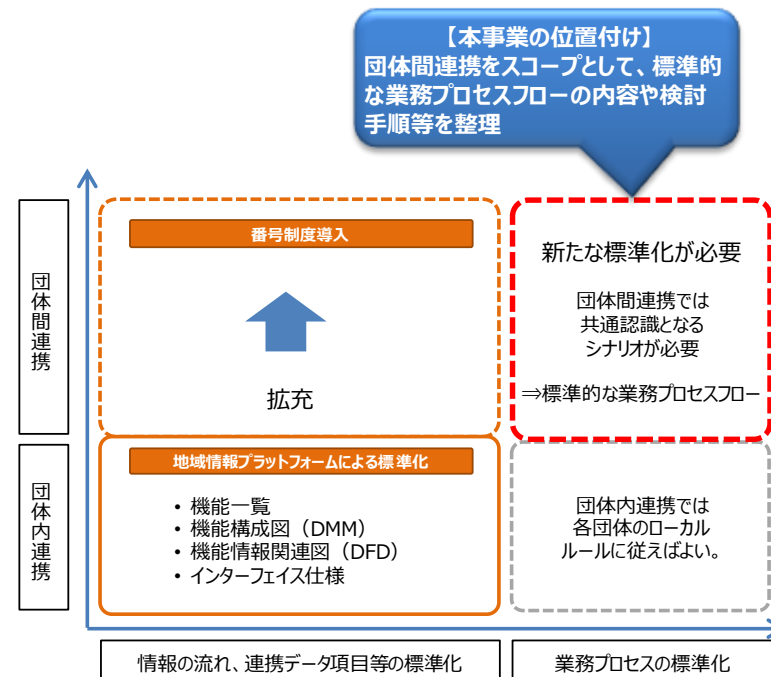
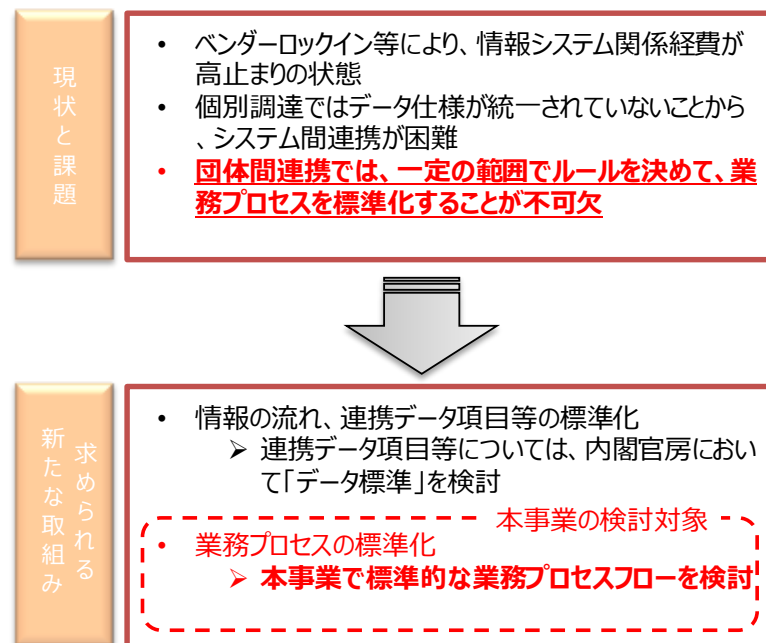


10. 番号法の支援策

バックオフィス連携による情報連携推進事業 標準的な業務プロセスフローの必要性

- 番号制度の導入による効果を十分に発揮させるためには、個人番号を利用できるように情報システムを改修するだけでは十分ではなく、団体間での情報連携を円滑に行うための自治体業務における情報の流れを整理し、連携データ項目等を標準化することが必要である。そのためには、すべての地方自治体において、一定の範囲を決めて番号制度の導入目的を踏まえた業務プロセスの標準化が不可欠である。
- 本事業では、情報連携(情報照会・情報提供)のうち、特に業務プロセスについての共通認識が重要となる「情報照会」に焦点をあて、地方自治体が番号制度導入の目的に沿った業務プロセス改革を実現するための標準的な業務プロセスフロー等を策定した。

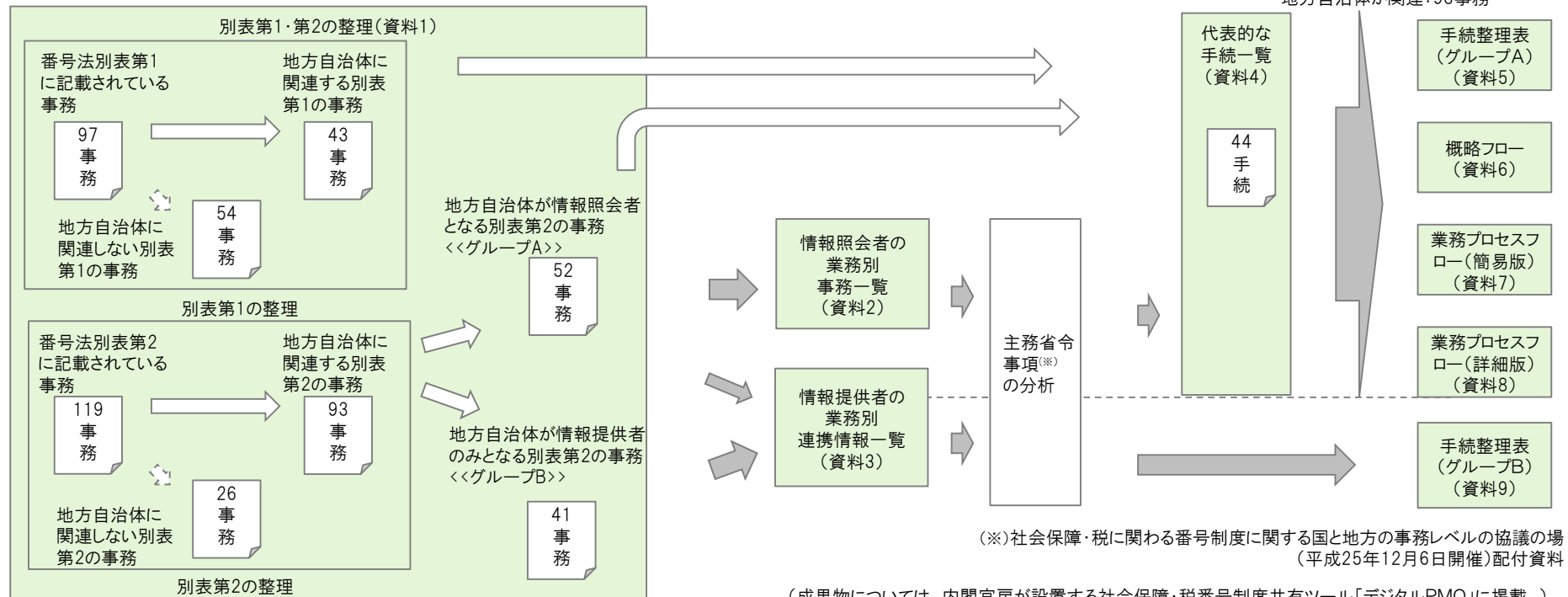
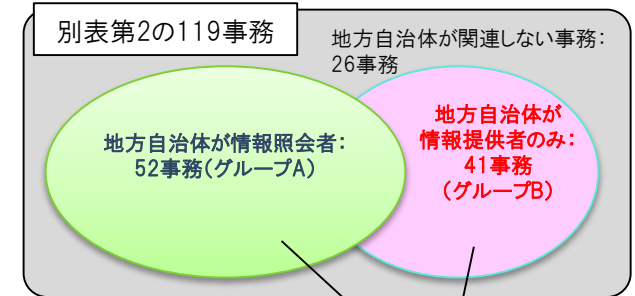
◆課題と求められる取り組み



10. 番号法の支援策

バックオフィス連携による情報連携推進事業 標準的な業務プロセスフローの必要性

- 本事業では、まず、資料1において、番号法別表第1および別表第2から地方自治体が情報照会者、情報提供者となる事務を特定し、資料2では地方自治体が情報照会者となる「事務」について、資料3では地方自治体が情報提供を行う「情報」について整理した。
- その上で、主務省令事項も参考にしながら、地方自治体が情報照会者となる事務(グループA)に関して連携情報や業務プロセス等を整理する(資料4～資料8)とともに、地方自治体が情報提供者のみとなる事務(グループB)に関して連携情報を整理した(資料9)。



11. 本講義のまとめ

- 番号制度とは
 - 全国民に個人番号を付番すること等により、効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受が可能
 - それにより、行政業務の効率化及びサービスの高度化(国民の負担の軽減)を実現
- 番号制度の導入による業務への影響等
 - 申請に応じた個人番号カードの交付
 - 番号制度の導入により、税・社会保障分野を始めとしたいくつかの業務フローの変更、および情報システムの改修が必要
 - 番号制度の導入を契機とした業務改善や新たなサービス(マイナポータルの活用等)の検討が期待される。
 - 特定個人情報保護評価を実施する。前提として、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等を参照したセキュリティポリシーに従う